

小樽市中小企業振興基本条例【逐条解説】

小樽は、天然の良港である小樽港を中心に運河や鉄道などが整備されるとともに、まちには商業、工業、物流、金融などの産業が集積し、北海道の発展における先駆的な役割を果たしてきました。

商工港湾都市として発展した本市には多くの職人が集まり、創意工夫を重ねたその技術は現在も受け継がれ、水産加工品や機械・金属製品、硝子工芸など地場産業の基盤を支えています。また、産業の発展に伴い建築され、今も残る多くの歴史的建造物は情緒あるまちなみを形成し、国内外の多くの方をひきつける魅力的な観光都市として知られるまちとなっています。

小樽は、事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業が成長発展することは、働く人の収入増加や消費の活性化、雇用の確保、拡大へとつながることから、中小企業は地域経済の極めて重要な担い手となっています。そして、中小企業の成長発展は、地域経済の活性化を通じたまちづくりにつながり、市民生活の向上に寄与する好循環が生まれます。

しかしながら、情報化の進展、経済活動のグローバル化、産業構造の変化、価値観の変化や本市での人口と中小企業の著しい減少など、中小企業を取り巻く環境が大きく変化しており、その経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中で、中小企業の活力ある成長発展のためには、その多様性や地域の強みを生かしつつ、自らの創意工夫と努力の下、新たな価値を生み出すとともに、中小企業自らが地域経済の重要な担い手であることを自覚し、変化する経営環境に果敢に挑戦していくことが求められています。また、未来を担う中小企業の振興が、小樽の発展に欠かせないという認識を皆が共有し、全市を挙げて中小企業を応援し、支えていくことが必要です。

そこで、行政や中小企業、市民などの役割や関係を明らかにし、多様な中小企業が集積や観光などの本市の産業構造と地域特性を生かしながら、活力ある中小企業の振興を図ることにより、小樽を豊かで暮らしやすいまちとするため、ここに、この条例を制定します。

【解説】

前文は、条例本体の前に置かれ、具体的な規範を定めたものではないことから、その内容から直接的な効力が生ずるものではありませんが、条例の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示すものとされています。

ここでは、本市の地域特性などを表現しながら、本条例を制定する背景や目的などに関する事項として、①小樽が経済的、社会的に発展した背景と現在の状況 ②小樽における中小企業の重要性 ③中小企業が置かれている経済社会情勢 ④中小企業者等が努めるべき事項 ⑤条例を制定する目的を記述しており、中小企業振興を通じ、小樽を豊かで暮らしやすいまちとするため、本条例を制定することを示しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市経済の活性化及び雇用確保の担い手として地域に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の健全な発展を推進するため、中小企業の振興に関する基本理念を定め、市、中小企業者、市民などの役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測することができるよう、条例の立法目的を簡潔に表現しています。

本条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を中小企業、市民の皆様などに示すこととする、いわゆる理念条例と呼ばれるものです。中小企業の振興は、中小企業者等自身をはじめとする関係者が連携し進めていくことが重要であることから、市の責務や、関係する各主体の役割などを明らかにするとともに、中小企業の振興に関する基本理念や、施策の基本となる事項等を定めるもので、中小企業の振興を図ることが本市経済の発展と市民生活の向上に寄与することを示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体であって、市内で活動するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって、事業を営むものをいう。
- (5) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条第1項に規定する商工会議所その他地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設及び研究機関をいう。

【解説】

この条例で用いる用語の意義を定めるもので、ここでは、「中小企業者」、「中小企業団体」、「中小企業者等」、「大企業者」、「経済団体」、「大学等」の定義について規定しています。

第1号は、この条例における「中小企業者」の範囲を定めたものであり、中小企業基本法で規定する中小企業者であって、市内に事務所等を有するものとしています。会社のみならず、従業員の要件を満たす個人事業主を含みます。

本条例は中小企業基本法の規定に依拠していますので、第14条で規定する「小規模企業者」も「中小企業者」に含まれています。

なお、「中小企業」と「中小企業者」の違いについては、「中小企業」は企業を包括的、総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用いています。

第2号は、「中小企業団体」として事業協同組合などを定めたものですが、「これらに類する中小企業者を構成員とする団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185

号)に規定する中小企業団体などを想定しています。

第5号で規定する「経済団体」とは、商工会議所、中小企業家同友会、中小企業団体中央会など、主として中小企業や地域経済の振興に関する活動を行う団体を指しています。

第6号で規定する「大学等」とは、小樽市内にある小樽商科大学と北海道職業能力開発大学のほか、市外にある大学や試験研究に関する独立行政法人などの「研究機関」を含み、「研究機関」には民間の研究機関も含まれます。

なお、NPO法人(特定非営利活動法人)については、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき法人格を取得した法人であり、中小企業基本法を念頭に置く本条例においては定義することは難しいところです。しかしながら、その活動に必要な資金や運営費に充てるため事業を行うことができ、地域の経済や雇用を担うNPO法人も全国的に現れつつあることから、具体的な取組における扱いについては、今後検討していく必要があるものと考えています。

《参考》

○中小企業基本法第2条第1項(中小企業者の範囲及び用語の定義)

この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- (1)資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第4号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2)資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3)資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4)資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(略表)

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 市、中小企業者等、大企業者、経済団体、金融機関、大学等及び市民が協働すること。
- (2) 中小企業者等の自らの創意工夫及び努力並びに中小企業者等が持つ多様性を尊重すること。
- (3) 本市の産業構造及び地域特性を踏まえて、地域の潜在力を生かすこと。
- (4) 経済的社会的環境の変化に的確に対応すること。

【解説】

基本理念では、本条例の目的である中小企業の振興を実現するための、すべての主体が目指すべき方向性や基本となる考え方を示したものであり、中小企業は、本条例の前文で明らかにしているとおり、地域の経済と雇用を支える極めて重要な担い手であることから、「中小企業基本法」などの趣旨を踏まえ、4項目を掲げています。

第1号では、中小企業の振興は、市や中小企業者等のみが努力するのではなく、市民も含め、関係する主体がそれぞれの役割のもと、協働して推進することとしています。なお、市の責務や関係する各主体の役割などについては、第4条から第10条までにおいて規定しています。

第2号では、中小企業基本法第3条に規定される基本理念を踏まえ、中小企業の振興は、中小企業者等自身の創意工夫や努力、多様な事業分野における事業活動や就業機会の提供など、中小企業者等が持つ多様性を尊重し推進することとしています。

第3号では、多様な事業分野において特色ある事業活動を行う中小企業の集積や観光都市としての発展など、本市の産業構造と地域特性を踏まえ、地域の潜在力を生かし推進することとしています。

第4号では、情報化の進展、経済活動のグローバル化、産業構造の変化、価値観の変化、本市での人口と中小企業の著しい減少など、中小企業を取り巻く環境が大きく変化していますが、中小企業者等は、経済的社会的環境の変化により影響を受けやすく、場合によっては事業活動に著しい支障をきたすおそれもあることから、経済的社会的環境の変化を的確に捉え、その変化に対し中小企業者等が的確に対応できるように中小企業の振興を推進することとしています。

《参考》

○中小企業基本法第3条第1項（基本理念）

中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。この場合において、市は、中小企業者等の実態を的確に把握するとともに、中小企業者等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、中小企業者等及び国、北海道その他の関係機関と連携を図るよう努めなければならない。

【解説】

中小企業の振興を推進するために、市が努めるべき責務について規定しています。

第1項では、市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、情報の提供や収集を通じて中小企業を取り巻く経済的社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業の振興に関する施策を企画立案し、効果的に実施することを定めています。

第2項では、市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、本条例に役割を掲げる主体はもとより、国や北海道、近隣市町村ほか関係機関と連携及び協力することを市の責務としています。

本条例では、市の役割を「責務」とすることにより、中小企業者等の「努力」や関係する他の主体の「役割」などに比べて強い位置づけとしています。

なお、ここでは「市長」ではなく「市」の責務としていますが、小樽市という団体を主体とすることにより、市長のみならず、地方公共団体である小樽市が団体として責任を負うこととなり、中小企業の振興に関して小樽市全体で取り組むこととしています。

《参考》

○中小企業基本法第6条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(中小企業者等の努力)

- 第5条** 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化への適応のため、経営の革新（基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化及び事業承継に自主的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 中小企業者等は、地域の関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、雇用環境の整備並びに雇用の維持及び創出に努めるとともに、大学等との協力により、事業活動に必要な人材の育成に努めるものとする。
- 4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進していくためには、中小企業者等の自主的な努力が不可欠であり、本条例の目的を実現するために、中小企業者等が努めるべき役割を規定しています。

第1項では、中小企業者等は、経済的社会的環境の変化により影響を受けやすく、場合によっては事業活動に著しい支障をきたすおそれもあることから、それらの変化に対応するため、経営の革新や、資金や設備、技術といった経営基盤の強化、事業承継に自主的に取り組むよう努めることとしています。

第2項では、中小企業者等は、単独では困難な経営資源の確保が事業の持続的な発展に資することから、中小企業の振興に関係する各主体や関係機関と連携するとともに、市が中小企業の振興に関する施策を企画立案及び実施する際に、協力するよう努めることとしています。

第3項では、中小企業者等は、地域経済の極めて重要な担い手であることから、雇用環境の整備や、雇用の確保、拡大へとつなげることに努めるとともに、小樽商科大学や北海道職業能力開発大学校などと協力することにより、自社の有する強みの継承など、事業活動に必要な人材の育成に努めることとしています。

なお、「雇用環境」とは、必要な労働力の確保、労働条件など雇用管理全般にわたるもので、これが整備されることにより、労働者が充実した生活を営むことができ、ひいては地域社会の発展に寄与するものです。

第4項では、中小企業者等は、安全な商品・サービスの提供や雇用の場の創出、まちづくり活動など、地域に多くの影響を及ぼすことから、地域社会を構成する一員としての責任を自覚し、商品やサービスの提供・開発などの事業活動を行うに当たっては、地域の自然環境、経済・社会環境などとの調和を図りながら、持続可能な発展を目指すとともに、まちづくりの担い手として、豊かで暮らしやすい小樽の実現に向け貢献するよう努めることとしています。

《参考》

○中小企業基本法第2条第2項（中小企業者の範囲及び用語の定義）

この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

○中小企業基本法第2条第4項（中小企業者の範囲及び用語の定義）

この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携及び協力並びに中小企業者等の商品の購入又はサービスの利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市及び関係機関が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

大企業者は、中小企業者と比較し企業数は少ないものの、多くの労働者を雇用するほか、大企業者からの受注により仕事を確保している中小企業者等があることなど、その事業活動は、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有していることから、中小企業の振興に一定の役割を求めものとして規定しています。

第1項では、自らの企業が地域社会を構成する一員としての社会的責任を理解した上で、中小企業者等との連携・協力や、中小企業者等の商品やサービスを利用することで地域経済の安定に配慮するなど、中小企業の振興につながる事業活動を行うよう努めることとしています。

なお、「事業活動」には、通常の経済活動のほか、企業の進出、撤退の意味合いを含みます。

第2項では、大企業者は、地域社会における中小企業の果たす役割を理解した上で、関係機関が中小企業の振興に関する施策を実施する際に、協力するよう努めることとしています。

《参考》

○中小企業基本法第7条第3項（中小企業者の努力等）

中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び成長発展に向け、指導及び支援するよう努めるものとする。

2 経済団体は、市及び関係機関が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

3 経済団体は、中小企業者の組織化並びに中小企業者等の相互の連携及び関係機関との連携を促進するよう努めるものとする。

【解説】

経済団体が努めるべき役割を規定しています。

第1項では、経済団体は、主に地域経済の振興に関する活動を行う団体であり、中小企業の経営課題等を把握し、中小企業者等の発展に向けたきめ細やかな指導、支援を行うよう努めることとしています。

第2項では、経済団体が取り組む施策のほか、市や関係機関が中小企業の振興に関する施策を実施する際に、協力するよう努めることとしています。

第3項では、多様な主体との連携が、複雑化・高度化する経営課題の解決や、経営の合理化、安定化などにつながることから、協同組合等の設立や経済団体への加入などの組織化のほか、中小企業者等相互の連携や、中小企業の振興に関係する各主体との連携を促進するよう努めることとしています。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者等の円滑な資金調達、経営の革新及び成長を積極的に支援することにより、中小企業の振興に寄与するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市及び関係機関が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

金融機関は、中小企業者等の経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、積極的に支援することにより中小企業の振興に寄与するよう努めることを規定しています。

第1項では、金融機関の役割として、中小企業者等への円滑な資金の供給や、経営の革新と成長に中小企業者等が取り組むことができるよう支援することにより、中小企業の振興に寄与するよう努めることとしています。

第2項では、中小企業振興の重要性を理解し、市や関係機関が中小企業の振興に関する施策を実施する際に、協力するよう努めることとしています。

なお、金融機関とは、銀行や信用金庫など預貯金取扱金融機関、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく日本政策金融公庫、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく信用保証協会などを指します。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、地域の人材の育成及び研究成果の普及が中小企業の振興に資するものであることを理解し、市及び関係機関が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

大学等においては、多様な地域貢献のための取組が行われており、中小企業の振興に向けた役割を規定するものです。

大学等は、優れた人材を育成し社会に輩出することで、中小企業者等に対し優秀な人材を供給することにつながるほか、その研究成果の普及が、中小企業者等が持つ研究開発機能を補完し、新たな技術、製品、サービスなどを活用した事業の拡大や経営の強化に資するものであることを理解し、市や関係機関が中小企業の振興に関する施策を実施する際に、協力するよう努めることとしています。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が地域経済の振興及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者等が行う事業及び社会貢献に関心を持つとともに、その商品の購入又はサービスの利用などにより、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進していくために、中小企業に関する市民の理解と協力について規定しています。

中小企業が成長発展することによって雇用が創出され、地域社会が活性化し、市民生活が向上するという好循環が生み出され、豊かで暮らしやすいまちの実現へとつながることから、中小企業が本市にとって重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者等が行う業務・活動内容や社会貢献に関心を持つとともに、中小企業者等の商品の購入やサービスの利用に心掛けることなどを通じ、地域内の経済循環を促進し、中小企業者等の成長発展に協力することにつながるものと考えます。

「協力するよう努めるものとする」とは、市民に対して協力することを義務づけるものではなく、あくまで協力を期待するものです。

なお、本市における経済活動は、市内に住所を有している個人だけによって行われているものではないことから、市民は、小樽市自治基本条例（平成25年小樽市条例第34号）に規定する「市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者及び活動する団体」としています。本市に関係する多くの皆様に、様々な形で中小企業の振興に協力していただくことが必要であり、「市民」の範囲は広く捉えることとしています。

(施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者等及び関係機関との連携並びに中小企業者等相互の連携の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者等の経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進を図ることにより、創造的な事業活動を促進すること。
- (4) 中小企業者等の経営の安定、事業承継の円滑化等を図ることにより、中小企業者等の経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化を促進すること。
- (5) 中小企業者等の技術開発、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- (6) 後志地域等との連携により地域の特色ある資源の利用促進を図るとともに、地場製品の販路拡大を促進すること。
- (7) 中小企業者等における労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること。
- (8) 中小企業者等と連携を図りながら、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成に努めること。

【解説】

本市の産業構造と地域特性を踏まえながら、中小企業の振興に関する施策を策定し実施する際の、基本方針について規定しています。

すべての中小企業者等に共通する課題を抽出し、この課題の解決に向けた施策の基本的な方針を明示したものであり、市は、この基本方針をもとに、経済状況に応じて中小企業の振興に向けた具体的な施策を検討し、実施していくこととなります。

なお、これらの施策を規定している順序については、施策の優先順位を表したものではありません。

第1号では、「連携の促進」について規定しています。一例として、中小企業者等と1次産業者との連携や、産学官金の連携、中小企業者等相互の連携を通じて、中小企業者等自らが確保することが難しい経営資源を補完することや、大学等が有する技術等を活用し、技術的課題を解決したり共同研究等により事業化に結びつけたりすることが可能となることから、多様な連携・協力関係の構築促進のために必要な施策を講ずるものとしています。

第2号では、「経営基盤の強化の促進」について規定しています。中小企業者等にとって、技術や知識・情報の継承など事業活動に必要な人材の育成・確保や、設備の充実・更新、事業運営に必要な資金などの確保や充実に図ることは、経営基盤を強化する重要な要素の1つですが、中小企業者等が自らの力のみでこれらを確保することは難しい場合があることから、経営資源の確保、充実に資する必要な施策を講ずるものとしています。

第3号では、「創造的な事業活動の促進」について規定しています。中小企業者等が自ら有する経営資源を活用した新たな製品・サービスの開発・提供などの経営の革新と、中小企業の減少による経済の停滞や活力の低下が懸念されることから、創業の促進を図ることにより、創造的な事業活動の促進に向けた必要な施策を講ずるものとしています。

第4号では、「経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化の促進」について規定しています。企業の持続又は成長に欠かせない経営の安定について必要な施策を講ずるとともに、経営者の高齢化や後継者難が課題である事業承継は、事業者にとって切実な問題であるのみならず、先送りしたまま経営を続けた結果、廃業や雇用の喪失など地域経済の規模の縮小にもつながることが懸念される問題であり、必要な施策を講ずることにより、中小企業者等の経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化を促進するものとしています。

第5号では、「技術等を利用した事業活動の促進」について規定しています。中小企業者等が、技術開発や事業化を通じて、新たな製品やサービス等を創造する事業活動は、事業活動の中でも特に新たな価値を生み出す可能性が高い活動である一方、様々な課題に直面することが多いと考えら

れるため、この課題解決を図るなど、必要な施策を講ずるものとしています。

第6号では、「地域資源の利用と地場製品の販路拡大」について規定しています。地域内での経済循環が重要であるのはもとより、地域に内在するものを国内外に広く発信し地域外からの外貨を獲得することにより、経済循環が持続的なものとなることが期待されることから、後志管内をはじめ、隣接する札幌市や石狩市などとの連携により、北海道や小樽のブランドや潜在力を使い、技術や、農水産品、観光資源など地域の特色ある資源の利用を促進し、地場製品の販路拡大について必要な施策を講ずるものとしています。

第7号では、「労働環境と勤労者福祉」について規定しています。すべての勤労者がゆとりある豊かな生活を確保し、仕事と生活が調和された社会を実現させるため、勤労者が健康で安心して働ける職場づくりを目指すことについて必要な施策を講ずるものとしています。

第8号では、次代を担う「子どもたちの勤労観等の醸成」について規定しています。中小企業者等は、企業見学会やインターンシップの受入など、将来を担う子どもたちに自らを知ってもらうことを通じて、児童や生徒の勤労観を醸成するとともに、中小企業者等の役割の重要性について理解を深めてもらうことができることから、これらの協力を進め、事業活動に必要な人材や将来的に地域を担う人材の育成につながるよう必要な施策を講ずるものとしています。

《参考》

○中小企業基本法第2条第2項（中小企業者の範囲及び用語の定義）【再掲】

この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

○中小企業基本法第2条第3項（中小企業者の範囲及び用語の定義）

この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

基本理念にのっとり、市の責務を果たすに当たって、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを明らかにするものです。

(市からの受注機会の増大)

第13条 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達（以下「工事の発注等」という。）に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

2 市から工事の発注等を受けた者が、それらの一部について更に工事の発注等を行う場合には、中小企業者等を活用するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）やこれに基づく国や北海道の方針のほか、本市では「地元で調達できるものは、地元が発注する」ことを基本的な考え方とし、市が行う工事の発注や物品の調達等においては、公正な競争性を確保しつつ、地元企業からの調達に配慮することとしており、中小企業者等の受注機会の増大に努めることを確認的に規定しています。また本市では、中小企業者の健全な育成を図ることなどを目的として結成される共同企業体に対し、「小樽市共同企業体取扱要綱」に基づき、一定金額以上の工事について発注することが可能となっています。

なお、「官公需」とは、国や独立行政法人、地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることをいいます。

第2項では、中小企業の振興及び域内経済循環の促進の観点から、市からの工事の発注や物品及び役務の調達を受注した企業が、業務の一部を下請け等他の事業者が発注を行う場合には、市内企業を意識した発注に努めてもらうこととしています。

《参考》

○工事の受注者に対する「建設工事の適正な施工の確保について」（小樽市通知）

市では、市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の施工受注者に対し、地元業者、地元資材の積極的な活用に配慮してもらうよう通知しています。

「地元及び季節労働者の積極的雇用並びに地元業者の優先的使用について（抜粋）」

下請負人の選定や資材の調達を行う場合には、小樽市内に本社を置く業者を優先的に使用するよう努めてください。

(小規模企業者への配慮)

第14条 市は、中小企業振興施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者（基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。）の事情に配慮するよう努めるものとする。

【解説】

小規模企業者は、経営資源の確保が困難であることが多いことから、中小企業の振興に関する施策を企画立案する際には、持続的な事業活動が確保されるよう、小規模事業者の事情にも配慮したものとすることを規定しています。

《参考》

○中小企業基本法第2条第5項（中小企業者の範囲及び用語の定義）

この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

○中小企業基本法第2条第4項（中小企業者の範囲及び用語の定義）【再掲】

この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

(中小企業振興会議の設置)

第15条 中小企業の振興に資するため、市長の附属機関として、小樽市中小企業振興会議(以下「振興会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第16条 振興会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、中小企業振興施策について調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 自ら中小企業の振興に関する事項について調査審議し、及び市長に対して意見を述べること。

(組織)

第17条 振興会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、中小企業の振興に関係のある者、公募による者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第19条 振興会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 振興会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了後における最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員(会長である委員を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第21条 振興会議の庶務は、産業港湾部において行う。

(運営事項)

第22条 第15条から前条までに定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

【解説】

新たな組織となる中小企業振興会議(以下、「振興会議」という。)の設置及びその組織等に関する基本的事項について規定しています。

振興会議は、市長が諮問機関として設置する第3者機関であり、法的には地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として位置付けられます。

振興会議は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する施策について調査審議するほか、自ら中小企業の振興に関する事項について調査審議し、市長に対して意見を述べることができます。

なお、委員については20人以内とし、市長が委嘱します。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

委任規定とは、条例に規定している事項に関し、細目的な条項を条例以外の規程で定めることができることとするもので、一般に条例本則の末尾に置かれます。この条例の施行に関して、詳細な定めが必要な場合は、規則等で規定することとなります。